

政令第 号

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年十一月三十日とする。

理 由

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。